



17 町子総第 393 号

2017 年 4 月 27 日

町田市子ども・子育て会議会長

金子 和正 様

町田市長 石 阪 丈 一

諮 問 書

町田市子ども・子育て会議条例第 3 条の規定に基づき、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に掲げる事務について、下記のとおり諮問します。

記

市の子ども子育てに関する施策の充実のため、以下の案件について貴会より意見を求めます。

1. 新・町田市子どもマスタープラン及び町田市子ども・子育て支援事業計画の進捗評価に関する事
2. 町田市子ども発達支援計画（案）の作成に関する事

【諮問の趣旨】

1 子ども・子育て支援新制度の開始及び次世代育成支援対策推進法の10年間の延長に伴い策定した「町田市子ども・子育て支援事業計画」及び「新・町田市子どもマスタープラン」について、計画進捗状況の点検・評価及び推進について、ご意見をいただくものです。

各施策の行動計画の実施状況、保育所や認定こども園等の教育・保育の量の見込みに対する確保策や実施時期、地域子ども・子育て支援策として実施する13事業の進捗状況及び子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項についてご意見をいただき、施策に反映していきます。

2 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正によって、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。また、発達障害者支援法も一部改正され、発達障害者の性別、年齢、障がいの状況及び生活実態に応じて、切れ目なく支援を行うことが定められました。

こうしたことを受け町田市では、障がいの有無が明確でない児童も含めた、支援が必要な子どもに対する「町田市子ども発達支援計画」を策定します。本計画は、「子ども・子育て施策」として「新・町田市子どもマスタープラン」の下位計画とし、障がい等の早期発見や早期支援開始につなげるための総合的な支援計画とします。今後、この計画に基づいて、支援を必要とされる方に必要な支援を行い、地域で生活していくことを支え、地域社会での健やかな成長を支える体制等を計画的に整備していきます。

本計画を策定するにあたり、町田市の子ども子育て施策として、計画案を答申していただきます。